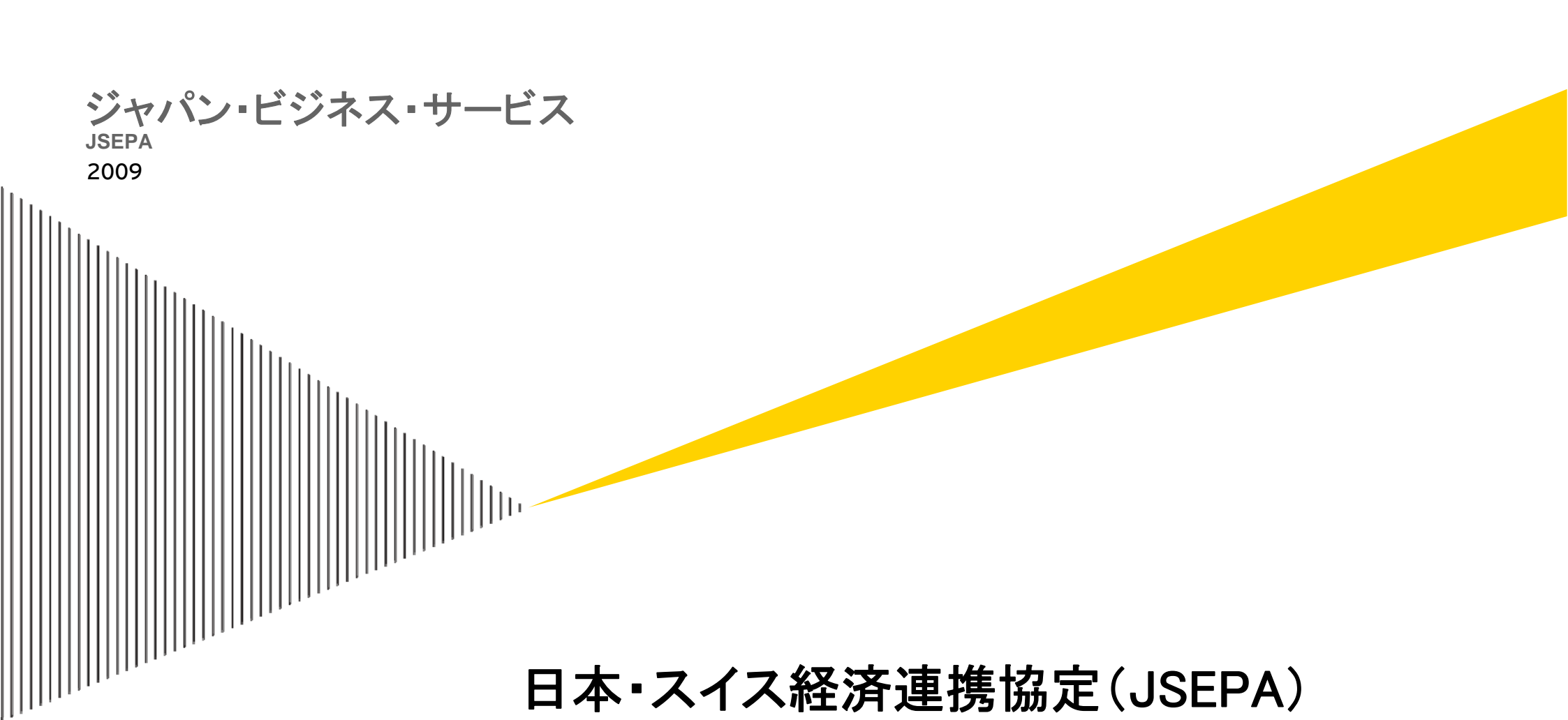


ジャパン・ビジネス・サービス

JSEPA

2009



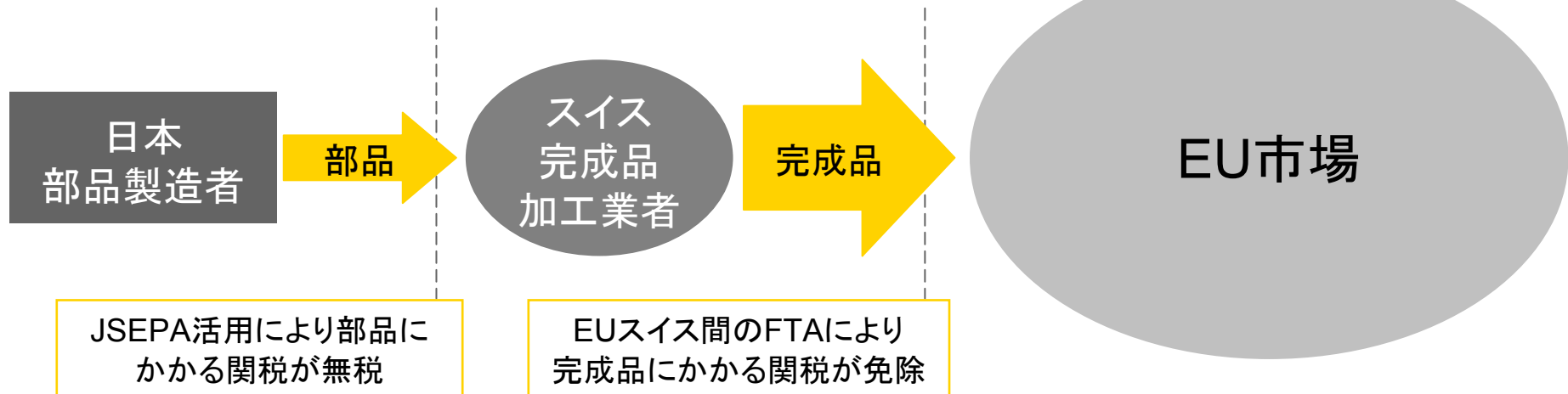
日本・スイス経済連携協定 (JSEPA)
ケーススタディ

日本・スイス経済連携協定 (JSEPA)

- ▶ 2009年2月19日署名、2009年9月1日発効
- ▶ 日本にとって、欧州諸国との間の初の経済連携協定
- ▶ 発効10年以内に、両国の往復貿易額の99%の物品の関税を撤廃
 - ▶ スイスは自動車や電気機器等、全ての鉱工業品につき、関税を即時撤廃
 - ▶ 日本は、ほぼ全ての鉱工業品につき、関税を即時撤廃
- ▶ 主な利用条件
 1. 原産地規則
 - ▶ 現地付加価値基準:40%以上
 - ▶ 関税分類番号変更基準
 - ▶ 品目別規則
 2. 直送
 - ▶ 対象貨物のFTA加盟国への直接輸送
 3. 原産地証明
 - ▶ 原産地申告制度の導入

EU市場へのゲートウェーとしてのJSEPA

- ▶ スイスは、EUと自由貿易協定を締結済み
- ▶ 当該FTAの活用により、スイスで一定の加工を行った場合、無税で完成品をEU市場に流通させることが可能
 - ▶ 原産地規則を満たす必要はある



- ▶ スイスで加工を行う場合、日本製部品の関税が無税となる為、品目によってはEUで加工を行うより、スイスで行う方が費用効率が高くなることが考えられる

JSEPA・スイスEU FTAの併用

- ▶ 併用メリットを享受し得る企業の一例
 - ▶ EU輸入時に高関税が課される製品を輸出している企業
 - ▶ 「陸揚価格」ベースで、EUにおいて、米国・中国・韓国・GSP対象国等からの競合他社との厳しい価格競争に直面している企業
 - ▶ EU域内生産を検討しつつも、生産に必要な日本製部品のEU関税率が高率の為、域内生産を躊躇している企業
 - ▶ EU内の顧客から、製品に一定以上のEU現地調達率を占めることを要求されている企業
- ▶ 併用効果が期待される品目の一例
 - ▶ EU向け: 電気機器、栄養/健康食品、自動車部品等
 - ▶ 日本向け: 高級ブランド品等

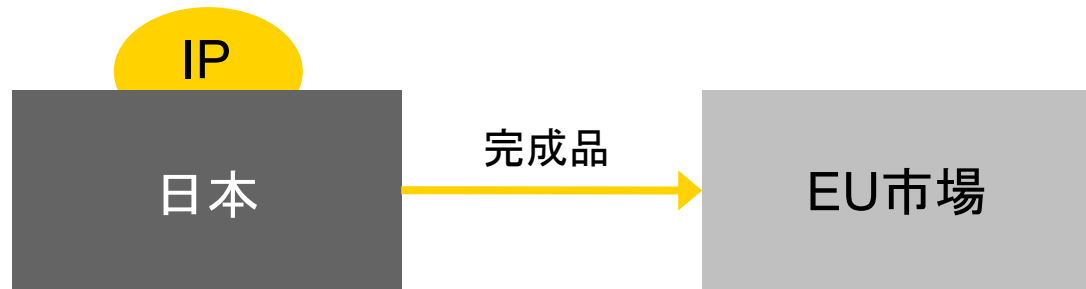
事例) カムコーダー (HS852580)

- ▶ 日本からの輸入
 - ▶ カムコーダー EU関税率 (HS852580)
 - ▶ 通常税率: 4.9%~12.5%
 - ▶ カムコーダー専用部品 EU関税率 (HS8529.90)
 - ▶ 通常税率: 3%
- ▶ スイスに加工工程を移管した場合
 - ▶ カムコーダー EU関税率 (HS852580)
 - ▶ EUスイスFTAの適用をうけ、0%
 - ▶ カムコーダー専用部品 スイス関税率 (HS8529.90)
 - ▶ 通常税率: 66CHF/100 kg
 - ▶ 日本からの輸入の場合、0%
- ▶ 原産地規則
 - ▶ カムコーダーのEUスイスFTA上の原産地規則
 - ▶ EU/スイスの付加価値率が60%以上あること 及び
 - ▶ EU/スイス原産部品の価額総額が非原産部品の価額総額以上であること
 - ▶ カムコーダー部品 (HS8529.90) のJSEPA上の原産地規則
 - ▶ 日本/スイスの付加価値40%以上又は
 - ▶ 関税分類番号変更 (項の変更)

ケース1: 基本ケース

日本からEUへカムコーダーを輸出: FTA/EPAの活用なし

- ▶ 日本原産部品を使用し、日本でカムコーダーの組立を実施
- ▶ カムコーダーに関する知的財産(IP)は、日本の生産者が保有
- ▶ EU輸入時には、通常税率が適用



売上	200
売上原価	-160
売上総利益	40
販売費及び 一般管理費	-30
当期純利益	10
法人税 @ 42%	4.2

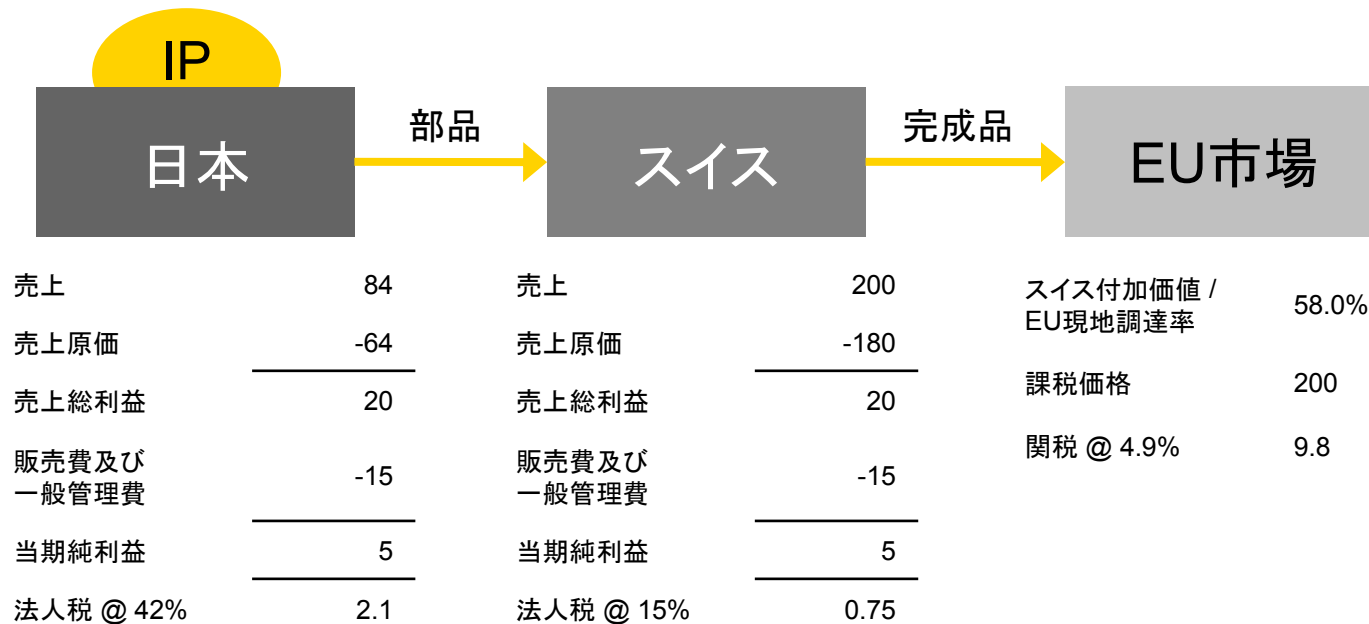
課税価格	200
関税 @ 4.9%	9.8

サプライチェーン上の 税負担

法人税(日本)	4.2
関税(EU)	9.8
合計	14.0

ケース2: スイスへ最終加工工程を移管 オペレーションの限定的な移管

- ▶ カムコーダーの最終加工工程をスイスに移管
- ▶ JSEPAの利用により、日本製部品のスイス関税率が0%に
- ▶ スイスにて原産部品の調達を行うものの、完成品はEUスイスFTAの原産基準を未達成
- ▶ 日本のタックスヘイブン対策税制に留意



サプライチェーン上の税負担

法人税(日本)	2.1
法人税(スイス)	0.75
関税(スイス)	0.0
関税(EU)	9.8
合計	12.65

9.64%のコスト節減

ケース3: 関税及び法人税上最適なサプライチェーン 最終加工工程および知的財産(IP)のスイスへの移管

- ▶ 知的財産をスイスに移管することに伴い、製品に占めるスイス付加価値率が向上
- ▶ 原産部品の使用及びIP付加価値の合計により、完成品はEUスイスFTAの原産基準を達成
➡ EU関税が無税に
- ▶ JSEPAの適用を受け、スイス輸入時の部品税率は0%
- ▶ 知的財産の移管に伴うキャピタルゲイン課税、スイスにおけるIPの税務上の取扱い、日本のタックスヘイブン対策税制に留意



売上	80	売上	200
売上原価	-64	売上原価	-176
売上総利益	16	売上総利益	24
販売費及び一般管理費	-15	販売費及び一般管理費	-15
当期純利益	1	当期純利益	9
法人税 @ 42%	0.42	法人税 @ 15%	1.35

スイス付加価値 / EU現地調達率	60.0%
課税価格	200
関税 @ 0%	0

サプライチェーン上の税負担

法人税(日本)	0.42
法人税(スイス)	1.35
関税(スイス)	0.0
関税(EU)	0.0
合計	1.77

87.36%のコスト節減

ケーススタディのまとめ

- ▶ 製品によっては、オペレーションの一部を日本からスイスに移管することで関税及び法人税の節減メリットを最大限に享受することが可能に

	基本ケース	最終加工の移管	最終加工と知財の移管
関税額	9.8	9.8	0.0
法人税額	4.2	2.85	1.77
合計税負担額	14	12.65	1.77

最大セービング

その他の事例:

マルチビタミン/ミネラルサプリメント(HS210690)

- ▶ 日本からの輸入
 - ▶ マルチビタミン・ミネラルサプリメント EU関税率(HS210690)
 - ▶ 通常税率: 9%~12.8%
 - ▶ クエン酸カルシウム等の特定の原料 EU関税率(HS291815)
 - ▶ 通常税率: 6.5%
- ▶ スイスで加工を行う場合
 - ▶ マルチビタミン・ミネラルサプリメント EU関税率(HS210690)
 - ▶ EUスイスFTA税率: 0%
 - ▶ クエン酸カルシウム等の特定の原料 スイス関税率(HS291815)
 - ▶ 通常税率が2.5 CHF/100 kgのところ、日本からの輸入の場合、0%
- ▶ 原産地規則
 - ▶ マルチビタミン/ミネラルのEUスイスFTA上の原産地規則
 - ▶ 関税分類変更(項の変更) + 非原産の砂糖の含有量30%以下
 - ▶ カルシウム等の特定の材料(HS291815)のJSEPA原産地規則
 - ▶ 関税分類変更(類の変更: 17類及び23類以外からの変更)

日本輸入時のJSEPAの有効活用

スイスから革製ハンドバッグ(HS420221)を輸入

- ▶ EUからの輸入
 - ▶ 革製ハンドバッグの日本関税率(HS420221)
 - ▶ 通常税率: 8%~14%
- ▶ スイスに最終加工を移管した場合
 - ▶ 革製ハンドバッグの日本関税率(HS420221)
 - ▶ JSEPA適用、スイスから輸入: 発行日から段階的に撤廃(11段階): 7.3%~12.7%
 - ▶ パテントレザーのスイス関税率(HS4114)
 - ▶ 通常税率: 22CFH/100kg
 - ▶ EUスイスFTA適用し、EUから輸入する場合: 0%
- ▶ 原産地規則
 - ▶ 皮製ハンドバッグ(CH42)のJSEPA原産地規則
 - ▶ 関税分類変更(類の変更: 41類から42類へ)
 - ▶ パテントレザー(HS4114): のEUスイスFTA原産地規則
 - ▶ 下記の項の非原産材料を用いて製造され、その総価格が製品の工場渡し価格の50%を超えないこと
 - ▶ 4104 ~4106、4107、4112、4113
- ▶ 知的財産等の無形固定資産をEUからスイスに移管し、EU産のパテントレザーを用いてスイスで革製ハンドバッグの加工を行うことで、関税・法人税双方の節減を享受

まとめ

- ▶ EUの高関税を背景に、日本からEUへ生産移管を検討している場合、日スイス経済連携協定(JSEPA)の活用を前提としたスイスへの生産拠点の移管についても検討価値があるといえる。
- ▶ 場合によっては、スイスに加工工程を移管することで、スイス特有の税制上のメリットを享受し、結果的にEU向けの製品コストを引き下げることが可能になるといえる。

Contact



大平 洋一

Yoichi Ohira

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
関税・国際貿易サービス部 シニア マネージャー

Tel: 03 3506 2678

Email: yoichi.ohira@jp.ey.com

- ▶ 大手電機メーカーにて10年以上に亘り通商関税コンプライアンス業務に従事。
- ▶ 自由貿易協定の戦略的活用、関税評価・分類面での節税対策、輸出管理等のコンプライアンス対応等の分野で、ビジネスの負担を考慮した効果的な関税戦略を展開。東南アジアでの駐在経験もあり、アジア各国での事後調査対応、通関トラブルの解消、FTA策定過程での対政府ロビイング等についても経験が豊富。
- ▶ 現在は、生産アロケーションや商流の変更に伴う関税評価プランニング、自由貿易協定の戦略的活用を中心に、関税案件全般に関するアドバイスを行う。

Contact



Barbara Henzen
パートナー

Tel +41 58 286 6214
Mobile +41 58 289 6214
Fax +41 58 286 6841
Email barbara.henzen@ch.ey.com

- ▶ スイス、アーンスト・アンド・ヤング ベルン事務所、税務サービス、間接税のパートナー。
- ▶ 国内間接税、国際間接税、関税法、取引税等の税務アドバイザーサービスに関して幅広い経験を持つ。また、多国籍企業を担当するプロジェクト運営経験も豊富であり、税務訴訟分野での経験も豊か。
- ▶ 法律学位取得、弁護士でありスイスにおける公認税務アドバイザーである。税務セミナーや会議において多数講演。税務関連出版物の著者であり、主に間接税分野を担当。
- ▶ ドイツ語、英語



鈴木 桂 (Dr Katsura Suzuki)

ジャパン・ビジネス・サービス スイス代表
アソシエイト・ダイレクター

Direct tel: +41 58 286 35 94
Fax: +41 58 286 34 03
Mobile: +41 58 289 35 94
Mobile in Japan:+81 800 2004 6000
eMail: katsura.suzuki@ch.ey.com
Web: www.ey.com/ch/japan

- ▶ スイス、アーンスト・アンド・ヤング会計事務所において、監査、税務、法務、リスク、トランザクション、そして会計分野にわたる ジャパン・ビジネス・サービスのレプレゼンタティブ。
- ▶ 南オーストラリア大学にて経営管理学博士号取得、ヨーロッパ大学にて経営管理学修士号取得。
- ▶ 国際税法のディプロマ、及びエグゼクティブ・サーチの国際免許を所持。
- ▶ 日本語、英語、ドイツ語に堪能。
- ▶ 日本の法人及び個人クライアント、スイスと日本両国の弁護士、サービス・プロバイダー、政府当局などの専門家のために、20年のジャパンビジネスの経験があります。
- ▶ 大学や会社における様々なセミナーにて英語と日本語で講演。

This presentation contains information in summary form and is therefore intended for general guidance only. It is not intended to be a substitute for detailed research or the exercise of professional judgment. Neither Ernst & Young Shinnihon Tax nor any other member of the global Ernst & Young organization can accept any responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this presentation. On any specific matter, reference should be made to the appropriate advisor.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

Ernst & Young Shinnihon Tax

© 2009 Ernst & Young Shinnihon Tax

All Rights Reserved.